

瀬谷区制 50 周年をお祝いしよう！

共催事業・後援事業・冠事業の募集を開始します！

～瀬谷区は 2019 年 10 月 1 日に区制 50 周年を迎えます～



思い出も 未来も共に
この瀬谷で

2018 年 8 月 瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

区内で活動する団体のみならず、多くの区民を対象に「50 周年記念事業実施の基本的な考え方」や「記念事業のテーマ」に基づき実施する事業を、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会が応援します。みなさまのご応募をお待ちしております。

<瀬谷区制 50 周年記念事業について>

【50 周年記念事業実施の基本的な考え方】

- (1) 地域、関係団体、企業等が実施する既存の事業やイベントを基に、50 周年の冠をつけて実施する
- (2) 「記念事業のテーマ」を基に、新たな事業を実施する
- (3) 12 地区を単位とした象徴的な事業を 50 周年記念事業として位置づけ、実施する

【記念事業のテーマ】

みんなが「つながる」

子どもから大人まであらゆる区民が参加し、つながる瀬谷区

みんなに「つたわる」

これまでの 50 年の歩みをつたえ、つたわる温かな瀬谷区

あしたに「つなげる」

あしたに向けて魅力をつなげる瀬谷区

【キャッチフレーズ】

「思い出も 未来も共に この瀬谷で」

50 周年をお祝いするため、多くの方が参加でき、楽しめるイベントを企画してください！



《支援内容》

区分	内容	対象経費	提出書類	
共催事業	事業補助 (区分A)	実行委員会の共催名義 補助金（上限 10 万円）	イベント等の講師への報 償費、ポスター等の印刷 費、イベントに係る会場の 使用料など	申請書 事業計画書 収支予算書 団体の規約及び 役員名簿 など
	記念賞補助 (区分B)	実行委員会の共催名義 補助金（上限 2 万円）	区民大会等で区制 50 周年 を記念した賞を新設し、授 与する場合の経費 例) 記念賞の楯・トロフィ ー購入費など	
後援事業（区分C）	実行委員会の後援名義 ロゴマーク入り記念グッ ズの提供（文具など、配 布上限あり）	—		
冠事業	「瀬谷区制 50 周年記念 イベント」の名称使用	—	名称使用届	

※共催事業の補助金の交付及び後援事業のロゴマーク入り記念グッズの提供を受けることができる回数はあわせて、一団体当たり 1 回のみです。

なお、後援事業（実行委員会の後援名義のみ）は、何回でも申請できます。

《対象イベント》

- ・「50周年記念事業実施の基本的な考え方」や「記念事業のテーマ」に基づき、主な会場を瀬谷区内とし、広く区民を対象とする事業（特定の団体や一部のグループのみを対象としたものを除く）
- ・公序良俗に反しないこと及び宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動ではないこと。
- ・同一の事業内容で、他の団体等から補助を受けている（予定含む）事業は対象外です。

《申請期間》

区 分		イベント 実施期間	申請期間	決定
(区分A) 共催事業・事業補助 (区分B) 共催事業・記念賞補助 (区分C) 後援事業(※1)	第1次	2019年1月 ～3月	2018年9月3日 ～10月10日	2018年 10月
	第2次	2019年4月 ～12月	2019年1月4日 ～2月28日	2019年 4月
冠 事 業		2019年1月 ～2020年3月	2018年9月3日 ～2020年3月10日	随時 (※2)

※1 後援事業は、第2次申請期間後も随時申請を受け付けます。（ロゴマーク入り記念グッズの提供が終了した場合は、実行委員会の後援名義のみの支援になります。）

※2 冠事業の申請は、使用目的が不相当である場合は使用を認めないことがあります。

《申請手続きの流れ》

【区分A・B 共催事業の場合】

①申請書類の提出 → ②審査 → ③交付決定 → ④請求書の提出 → ⑤補助金交付 → ⑥事業の実施 → ⑦事業報告書の提出 → ⑧補助金額の確定 → ⑨清算（余剰金の戻入）

【区分C 後援事業の場合】

①申請書類の提出 → ②審査 → ③承諾通知 → ④事業の実施 → ⑤事業報告書の提出

【冠事業の場合】

①申請書類の提出 → ②通知（※使用を認めない場合のみ）

※1 区分A・Bの補助金の交付は、実行委員会の予算の範囲内とし、実行委員会の予算が不足した場合は、補助金が不交付又は減額となることがあります。

-
- ◆共催事業及び後援事業にかかる補助対象の要件や補助対象となる経費など、制度の詳細は「募集案内」及び「瀬谷区制50周年記念事業補助及び名義使用に関する事務取扱要綱」に記載しています。補助金等の申請にあたっては必ずご確認ください。
 - ◆冠事業にかかる制度の詳細は「瀬谷区制50周年記念イベント名称使用に関する事務取扱要綱」に記載しています。名称使用の届出にあたっては必ずご確認ください。
 - ◆「募集案内」、「各種要綱」、「申請書」及び「届出書」は、下記＜申請・問合せ先＞で配布するほか、ホームページからダウンロードできます。瀬谷区制50周年 検索
 - ◆事業のご相談は随時受付けています。お気軽にお問合わせください。（窓口にお越しいただく際は、事前にご連絡いただくとお待たせせずにご案内できます。）
-

《申請・問合せ先》

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会 事務局
〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190 瀬谷区役所総務課（3階39番窓口）
TEL：367-5611 FAX：366-9657